

## 工事負担金説明書

小口に供給する場合の工事負担金については、一般ガス供給約款（平成27年9月1日届出）に定めた工事負担金と同様といたしました。なお、大口に供給する場合の工事負担金の設定はありません。

### 1. 工事負担金（本支管及び整圧器の工事に対する当社負担額）

（1）小口に供給する場合。

（1）ガスメーターの能力別当社負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき当社の負担する金額
2.5 立方メートル毎時以下	131,500 円
4 立方メートル毎時	210,400 円
6 立方メートル毎時	315,600 円
10 立方メートル毎時	526,000 円
16 立方メートル毎時	841,600 円
25 立方メートル毎時	1,315,000 円
40 立方メートル毎時	2,104,000 円
65 立方メートル毎時	3,419,000 円
100 立方メートル毎時	5,260,000 円

（備考）上記以外のガスメーターを設置する場合の当社負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき52,600円の割合で計算した金額といたします。